セーフティネット保証第5号認定申請手続きの流れ

- (1)最近3ヶ月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少している中小企業者
- (2)最近3ヶ月間の売上高等が新型コロナウイルス感染症の影響を受ける直前前期の3ヶ月間比で5%以上減少している中小企業者
- (3)最近1ヶ月の売上高等と最近3ヶ月の売上高等の平均比で5%以上減少している業歴3ヶ月以上1年3ヶ月未満の中小企業者
- (A)単一事業者または営んでいるすべての事業が指定業種
- (B)主たる事業が指定業種
- (C)営んでいる事業のうち一つ以上が指定業種
- 【必要書類】(1)(2)(3)、(A)(B)(C)の組み合わせで様式が異なります。 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書

【添付書類】(1)(2)(3)で書類が異なります。

- (b) (a)(b)の前年同期の売上高等がわかる書類の写し・・・(1)
- © @ のコロナウイルス感染症の影響を受ける直前期の売上高等・・・(2)
- ③ 法人:法人登記簿謄本または履歴事項全部証明書(発行後3ヶ月以内)の写し個人:確定申告書、不動産賃貸借契約書、光熱費の領収書、営業許可書など事業実態がわかる書類の写し
 - $\cdots (1)(2)(3)$
- ※@⑥ⓒ・・・損益計算書、試算表、売上台帳、決算書、確定申告書など

【注意事項】

本認定とは別に信用保証協会または金融機関で審査があります。

問合せ・提出先 むつ市産業政策部商工労政課 むつ市中央一丁目8番1号 電話 0175-22-1111 内線2654